

令和5年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した学力検査等実施のガイドライン

令和5年1月18日
県教育庁高校教育課

1 基本的な考え方

令和4年6月14日「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」において、入学志願者一人ひとりが安心して受検に臨めるよう、「試験会場等における感染症対策」や「追検査等による受検機会の確保」などに配慮の上、令和5年度以降の高等学校入学者選抜等を実施するよう依頼があったところである。

高等学校入学者選抜学力検査等について、検査の実施の特徴としては、受検者が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、検査中は基本的に検査問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底による感染拡大の防止策を講じておけば、その感染拡大のリスクは日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低いとも言える。

受検者にとっての高等学校入学者選抜が持つ意義について考えた場合、選抜はそれぞれの将来の進路を実現させるためのステップであり、これまでの努力の成果を試す重要な機会であることから、令和5年度高等学校入学者選抜においても、その実施について広く社会的な理解を得ておくことが重要である。

本ガイドラインは、昨年度策定したガイドラインを基本に、感染症に関する専門家からの意見や昨年度の検査の実施状況等を踏まえながら、各高等学校が検査場の衛生管理体制を構築するに当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものである。

なお、今後、状況の変化があった場合には、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

2 検査場の衛生管理体制等の構築

学力検査等の検査場となる各高等学校は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、「事前の準備」、「検査当日」、「検査終了後」の3つの時点ごとに分類し、それぞれの時点で実施すること。

(1) 事前の準備

ア 検査室の座席間の距離の確保

検査場ごとに、教室の数や大きさ、受検者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、1メートル程度の間隔を確保すること。

イ 別室の確保

検査室のほか、体調不良者等のために可能な限り複数の別室を確保しておくこと（下の①～④のほか、マスクの着用ができない特段の理由のある者、感染性胃腸炎など空気感染以外の感染症の受検者の別室も想定される）。

- ① 検査当日に体調不良を申し出た者のための別室
- ② 無症状の濃厚接触者のための別室
- ③ インフルエンザ感染者（疑い含む）のための別室
- ④ その他の疾患を有する者や合理的配慮を要する受検者のための別室

別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、高等学校の実情に応じ、他の受検者の移動経路と重ならない場所に設置することが望ましいこと。

ウ マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、検査場入口や検査室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

エ 検査室の机、椅子の消毒

検査開始前の72時間以上使用していない検査室を除き、検査前日に次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。また、受検者が連続して同じ座席を使用する場合は、1日目終了後に次亜塩素酸ナトリウム、アルコール消毒液で拭き取りを行う必要はない。

検査開始前の72時間以内に、検査場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる）。

オ 検査場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより、検査開始までの時間に余裕を持たせたり、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口、門を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示したりするなど、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

カ トイレ使用に係る準備等

トイレ内についても換気に注意を払い、トイレ入口に動線を示すとともに、手洗い場には液体石けん等を準備すること。また、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどの注意喚起を行うこと。

なお、検査当日に体調不良を訴えた受検者や無症状の濃厚接触者に該当する受検者に対し別室での受検を認める場合は、検査運営上、可能な限りトイレを別に確保することが望ましい。

キ 検査監督者等の体調管理等

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染症対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。特に、当日検査業務に携わる検査監督者等については、検査前7日程度を

目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の検査監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

ク 付添人控室等の設置

特別な配慮が必要な受検者への付き添いが必要な場合もあり得るため、付添人控室等は各高等学校の実情に応じて設置してもよい。この場合は、受検者と同等の感染予防を講じた上で、入場を認めるのは必要最小限の人数とすること。

なお、控室を利用する者については、個人情報の取扱いに十分注意しながら氏名や連絡先などを把握すること。

ケ 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、受検者や控室利用者に関する情報を域内の保健所等に共有する必要があるなど、状況に応じ、関係機関等との連携・協力が大切となることから、事前に関係機関（学校医・薬剤師等含む）との連絡体制を講じておくこと。

コ 面接、実技の実施に係る準備

面接室については、受検者同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保するなどの飛沫感染防止策を徹底すること。また、ドアや窓の開放等により、換気を徹底すること。

実技については、実施する際は、感染症対策を十分に講じた上で、行うこと。

サ 「追選抜」申出への対応

令和5年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「実施要綱」）P19、P20に示す「追選抜」の申出ができる「新型コロナウイルス感染症の感染又は感染が疑われたことにより受検できなかった入学志願者」は次の者である。

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染により受検できなかった者
 - ② 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者に該当すると特定され、かつ、発熱や風邪の症状があることにより受検できなかった者
 - ③ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者に該当すると特定され、公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くことが困難であることにより受検できなかった者
- * 無症状の濃厚接触者については、一定の条件のもとで受検可能です。

申出者及び申出者の所属する中学校等に対して、各高等学校で行われる「追選抜」について説明すること。

シ 「追加の選抜」 申出への対応

「実施要綱」 P 21～P 23に示す「追加の選抜」の申出ができる「新型コロナウイルス感染症の感染又は感染が疑われたことにより受検できなかった入学志願者」は次の者である。

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染により受検できなかった者
 - ② 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者に該当すると特定され、かつ、発熱や風邪の症状があることにより受検できなかった者
 - ③ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者に該当すると特定され、公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くことが困難であることにより受検できなかった者
- * 無症状の濃厚接触者については、一定の条件のもとで受検可能です。

申出者及び申出者の所属する中学校等に対して、各高等学校で行われる「追加の選抜」について説明すること。また、これらの者は、「第二次入学者選抜」の対象者にもなるため、各高等学校はこの点も踏まえて丁寧に説明を行うこと。

※ 第二次入学者選抜の出願資格（「実施要綱」P 24の〔8〕3(1)アの(イ)）に「高等学校に出願したが、病気や不慮の事故等により、学力検査を受検できなかった者」とあることから、新型コロナウイルスに感染して受検できなかった入学志願者にもこの規定は適用される。よって入学志願者が、3月3日（金）正午までに追加の選抜の申出をせず、3月20日～22日正午までに「第二次入学者選抜」に出願すれば、「第二次入学者選抜」を受検することができる。ただし、「第二次入学者選抜」が実施されるのは、「募集定員に満たない学科」においてであり、また、「第二次入学者選抜」は「私立高等学校に合格し、入学手続きをした者は出願できない」ことに注意すること。

(2) 検査当日

ア 検査場入場前の対応

非接触体温計などによる当日朝の検査場における検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから行わないこと。

イ 集合時の健康観察

- ・ 集合時に、「健康状態確認票」（「実施要綱」様式21）を回収し健康観察を行うこと。（3月2日、3日の学力検査については両日とも回収する。受検者が「健康状態確認票」を忘れていた場合は、その場で記入させ回収すること。）
- ・ 体調不良を申し出る者がいた場合、当該受検者を別室に移動させる（検査途中においても同様）。別室にて本人の受検の意思を確認し、受検の意思がある場合は、別室で受検させること。
- ・ 受検が厳しい健康状態の受検者には、追加の選抜や第二次入学者選抜による対応等を提示すること。（受検者の保護者、中学校にも連絡をすること。）

ウ 無症状の濃厚接触者への対応

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者の受検を認める。

① 検査当日も無症状であること

中学校等から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、中学校等をとおして確認した上で受検を認めること。

② 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと

ただし、タクシーは以下の条件のもと利用可能とする

- (1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること（例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等）。
- (2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査等が陰性かつ無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）。

※ タクシーの予約ができなかった場合の連絡先

文部科学省において開設された相談窓口（9：30～16：45）

・電話：03-6730-3345

・メール：taximadoguchi23@mext.go.jp

③ 終日、別室で受検すること

エ 無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染症対策

ウの定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受検を認める場合には、以下の対策を講じること。

- ① 建物内において、別室まで他の受検者と接触しない動線を確認すること（完全に動線を別に設ける必要はなく、受検者同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染症対策上は問題ない。）
- ② 別室では受検者の座席間隔を2メートル以上確保すること
- ③ 受検者と検査監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること
- ④ 受検者も検査監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

※ 検査時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられておれば、他の受検者や検査監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）。

オ マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず，検査場内では，昼食時を除き，マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。休憩時間や昼食時，入退場時等の他者との接触，会話を極力控えるよう要請すること。検査監督者等についても同様であること。

なお，何らかの事情によりマスクの着用が困難な者は，あらかじめ申し出るよう周知するとともに，別室において受検させること（発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと）。

カ 検査室入退出方法等の工夫・手指消毒の実施

検査室への入退出時の混乱を避けるため受検番号ごとに入退出時間を割り振る，教室内の列ごとなどに入退出の順番を決めておく，一定間隔を空けて入退出させるなどの工夫を行うこと。また，検査間の待機時間も受検者が密にならないようにすること。検査室の出入口には，速乾性アルコール製剤を準備し，手指消毒を義務付けること。

キ 換気の実施

検査終了ごとに，できるだけすべての窓を可能な限り長く，少なくとも10分程度は開放することが望ましいこと。また，検査室のドア等を介した間接的な接触を回避するため，検査実施上，支障のない範囲で受検者が利用するドアの常時開放等の工夫をすることが望ましい。

ク 昼食時の対応

昼食を各自持参させ，あらかじめ指示された場所で時間内に食事をとること。また，食事をつと終えた後は，速やかにマスクを着用させ，昼食時の受検者同士の会話，交流，接触を最大限に抑制すること。

ケ 検査終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること，検査場内ではマスクを廃棄しないこと，各自寄り道などはせず，なるべくまっすぐ帰宅すること，帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受検者への周知を行うこと。

コ 体調不良を訴えた検査監督者等への対応

当日検査業務に携わる検査監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には，代替の検査監督者等と交代し，自宅待機や医療機関の受診など，適切な対応をとること。

(3) 検査終了後

ア 検査室の机，椅子等の消毒

2日目の検査終了後に次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤），アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。なお，検査終了後，使用した教室を72時間以上使用しない場合には，特に消毒は必要ないこと。

イ 検査監督者等の健康観察

当日検査業務に携わった検査監督者等については，検査終了後1週間程度を目安に，毎朝，体温測定や体調の観察を行うことを要請し，体調不良などを訴える者がいた場合には，自宅待機や医療機関の受診など，適切な対応をとること。

ウ 保健所等の行政機関への協力

検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検者や検査監督者等がいた場合には、当該検査場の高等学校は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

3 受検者に対する要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受検者に要請しておくべき事項を整理しておく必要がある。

例えば、以下のようなことが挙げられる。

(1) 感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。

(2) 医療機関での受診

検査日の1週間程度前から発熱・咳等の症状がある受検者はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

(3) 受検できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者や保健所から濃厚接触者に該当するとされた者は受検できないこと。ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、2(2)ウが示す条件のもと、受検できる。

(4) 検査当日における対応

受検者は、「健康状態確認票」を検査当日の朝、可能な限り保護者とともに記入し、検査場の集合時に提出すること。また、当日、体調がすぐれない者については、その旨を検査監督者等に申し出ること。

(5) 検査当日の服装、昼食

検査当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、検査場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された場所で食事をとること。

また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

(6) 面接時における対応

面接の際、面接官への礼儀という理由からマスクを外す必要はないこと。

(7) 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。